



ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol. 2

2016年1月21日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内
Tel:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

思想の押しつけ、ヘイトスピーチをやめさせよう

ヘイトハラスメント裁判を支える会 共同代表
西谷 敏 (大阪市立大学名誉教授)

フジ住宅で起こっている事実を聞いて、驚いた。一流ともいえる会社の会長が、全従業員に、業務とまったく関係のない「反韓・右翼」思想の新聞記事コピー、フェイスブック記事コピー、書籍、DVDなどを大量に配布し、感想文を書かせているという。

会長はまた、右翼的教科書の採用をめざして、教科書展示会に社員を動員し、アンケートに記入させ、提出された感想文のうち気に入ったものを全従業員に配布している。

これは、決して「酔狂な」ですまされる問題ではない。そもそも従業員に特定の思想を押しつけようとする自体が、労働者の良心の自由



2013年から15年にかけて会社から原告に配布された資料の一部。これと同じものが全社員1000名近くにも配られた。年末に弁護団と事務局が内容整理を行ったが、そのほとんどにヘイトスピーチが含まれていた。

を侵し、人格権を侵害することになるし、とりわけ在日韓国人の原告にとっては、会長による「反韓」の宣伝が「ヘイトスピーチ」として心に突き刺さるであろう。これは許せないと思う。

フジ住宅の話は、60年以上前の近江絹糸の大争議を思い出させる。これは、1954年に105日間続き、戦後日本で、労働者側が完勝した数少ない争議のひとつとされている。大争議に発展したのは、社長による人権侵害が大きかった。ほとんどが寮に入っていた女子工員は、仕事が終わると大広間に座らされ、仏壇の前で延々とお経を唱えさせられた。このような宗教の押しつけが、私信の開封、外出制限、結婚退職などの人権侵害とともに、大争議の火種となったのである。

近江絹糸の社長は、「社員は自分のもの」と思っていたのであろう。また、仏教を広めることは社員にとっても良いことだと信じていたのかもしれない。フジ住宅会長についても、同様の前近代性を考じさせられる。しかし、「右翼・嫌韓」思想は、日本ではきわめて現代的であり、「草の根ファシズム」の走りとも見ることができる。

使用者というものは企業経営において、きわめて強力な権力を握っている。労働者は、自分と家族の生活のために、使用者の顔色をうかがわざるをえない立場にたたされている。そうした強力な権力を、企業経営とはまったく無縁な、会長個人の思想信条の宣伝や動員に利用するのは言語道断である。

この裁判はぜひ勝訴させて、強い精神的被害を受けた原告を法的に救済すると同時に、二度とこのような行為をする経営者が現れないよう、社会に警告すべきである。

皆様のご支援を心から期待いたします。

一緒に頑張りましょう！！

弁護士 やすはら 安原 くにひろ 邦博

原告の電話相談を金星姫弁護士が受けた2014年5月10日、私は、司法修習生（守秘義務を負った上で弁護士の事件活動に同席したりする研修生）としてその場におりました。その相談内容をうかがって、私は、「職場内でもヘイトスピーチが行われるのか！！」と衝撃を受けました。私は、当時、司法修習生の有志でヘイトスピーチ問題の検討をしていたのですが、その際に念頭においていたのは、京都朝鮮初級学校襲撃事件や鶴橋のヘイトデモ等の、他所から全くの他人がやってきてヘイトスピーチをまき散らす形態だけであったからです。

一方で原告は、職場内で、継続的に、長期間、ヘイトスピーチに晒されているというのです。職場は、同僚、上司、役員など見知った人達と共に、勤労者がその人生の多くの時間を使って社会的生活を送る場所です。私は、そのような場所でヘイトスピーチが行われるなんて想定をしていませんでした。しかも原告の職場は不動産会社とのことであり、ヘイトスピーチをまき散らすことは業務と全く関係がないはずです。きっと原告は、入社する時にまさか自分の職場がそのようなことになるとは予想もできなかつたでしょう。原告の苦痛はいかばかりか、また、同様に苦しんでいる従業員が他にもいるのではないかと胸が痛みました。当時の私はまだ弁護士ではなく、最初からはこの弁護団に加われませんでした。これからは弁護団員として原告とともに頑張りたいと決意しております！

この事件に象徴されるように、今の日本には、差別意識と、それに基づくあからさまな憎悪が広がっているように思います。この裁判は、原告の尊厳、被害の回復とともに、このような日本の現実を変えるきっかけにもなるのではないのでしょうか。

是非、たくさんのご支援をお願いいたします！！

第1回口頭弁論の報告

原告訴訟代理人：金星姫^{キムソンヒ}

2015年11月12日午前11時より大阪地方裁判所堺支部にて、ヘイトハラスメント裁判第1回期日が開かれました。

1 訴状の要旨陳述

まず、原告代理人の金が、訴状の要旨を陳述しました。訴状の要旨については会報第1号に村田弁護士より報告がされておりますし、支援の会のパンフレットでも詳細に報告させていただいているところですが、改めてご報告します。

まず、被告今井の加害行為として挙げているのは次の3点です。

- (1) 従業員のヘイトスピーチをそのまま配布して広めた行為
- (2) 仕事と関係のない会長個人の政治信条を配布、宣伝した行為。
- (3) 仕事と関係のない特定の教科書採択のための政治的署名や意見メールへの動員やその感想文の配布をした行為。

その中でも、この会報では、特に(1)についてご説明いたします。

被告今井は、自身の名義（会長名義）において、全職員への配布資料として、正社員の業務日報を配布しているのですが、その中には、「ヘイトスピーチ」に該当するものが複数含まれているのです。例えば、次のような記載です。

「(韓国人は) 全般的に自己主張が強い、自分を有利にするための上手な嘘を平気につく、日本人への警戒心が非常に強い、利己的な人が多いことを感じました。」

「韓国は、日本に併合して貰っていなかったらロシアの配下となり、スターリンにでも虐殺されていたと思います。さすがは嘘をついても責任を取らない、嘘が蔓延している民族性だと思いました。」

「私は国として世界で一番嫌いなのは中国や北朝鮮ではなく韓国か

もしれません。(略) 本当に知れば知るほど嫌な部分だらけで、マスコミが捏造した韓流ブームだとかに乗っている連中(略)の神経を疑います。(略) そんな国と仲良くなんてできるわけがありません。百害あって一利無しです。(略) バカな主婦が騙されて韓国旅行に行くのだな、と思うと可哀想に思う反面、虫酸が走ります。(略) 韓国とは国交を断絶して欲しいとさえ思います。」

さらには次のような記載もありました。

「在日特権のありえない控除内容に驚きです。市県民税も所得税もなく、その上問題になっている生活保護の不正受給でお金まで貰えて、在日の人からすれば日本は本当に居心地の良い国と思います。それをまともな日本人が支えているようなもので、逆差別のような状況を生む特権は無くすべきです。日本人のための日本国であって欲しいです。」

原告の給料から税金を控除し納付している被告において、このような感想文を全社員に積極的に配布していることに鑑みれば、虚偽の事実を拡散させ、(在日も含めた)韓国・朝鮮人や中国人に対する嫌悪感情を従業員らに殊更広める意図を推認せざるを得ません。また、仮に、被告らにそのような意図が無かったとしても、本件のようなヘイトスピーチを会社内で広めることは決して許されるものではありません。

2 原告の意見陳述

次に、原告が、自身の想いを意見陳述という形で裁判所に訴えました。(意見陳述の内容は、支援の会の会報第1号に掲載されていますので、会報第1号もぜひご覧ください!) 原告の意見陳述が終わった直後、傍聴席では割れんばかりの拍手が起き、勇気を振り絞って訴訟を提起した原告への、みなさまの熱い応援の気持ちが、法廷いっぱいになりました。私自身も、原告の意見陳述を聞きながら、原告の想いを裁判所にしっかり届けるべく、代理人として全力で戦っていこうと改めて気持ちを引き締めました。

3 第2回期日の内容

次回、第2回期日は2016年1月21日午後14時～です。第2回では、原告の方から、ヘイトスピーチの定義を明確にするとともに、被告会社内において配布された資料の一部についても引き続き証拠として提出する予定です。

みなさま方におかれましては、引き続きこの裁判に注目していただき、傍聴にお越しくださって、原告にエールを送っていただければと思います。私も、原告訴訟代理人として引き続き全力で頑張る所存です。今後共よろしく申し上げます！



ヘイトハラスメント裁判を支える会の発足式と裁判の報告集会で思いを語る原告女性（後姿）。裁判では50席の傍聴席に対して、80名を超える支援者の皆さんにお越しいただきました。法廷となった大阪地裁堺支部では、あまり例のないことで、社会的な注目を高さを、しっかりと裁判所に伝えることができました。そして何よりも、原告女性を励ますことができました。ありがとうございました。裁判後は、残念ながら傍聴抽選に外れてしまった方も含め、やはり約80名の参加で会の発足式と裁判の報告集会をおこないました。今後とも裁判支援のほど、よろしくお願いいたします。

会計の状況について（ご報告）

「ヘイトハラスメント裁判を支える会」の発足準備の段階から、多くの皆様から、60件を超えるカンパをいただいております。1月19日時点での会の会計状況について、以下の通りお知らせします。

<収入>

700,960円（寄付、集会時カンパ）

<支出> 合計 84,060円

54,200円（パンフレット印刷費）

18,020円（リーフレット印刷費）

11,840円（報告集会会場費）

収入 700,960円－支出 84,060円＝残金 616,900円

本当にたくさんのカンパをいただきましたことに、改めましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

しかしながら、裁判を提訴するにあたって原告は、既に印紙代だけで40万円近い経済的負担をおこなっています。さらに第2回期日に提出する証拠書類（今後提出する予定の証拠書類全体の四分の一程度にあたります）のカラーコピー代金だけでも20万円近くになる見積もりです。

これに、2年近くの時間を要すると見込まれる裁判期間中の弁護士費用、支える会の活動に関わる費用を勘案して、私たちは200万円を目標にカンパを募集しています。今回の裁判がもつ、原告女性ひとりの問題にとどまらない、大きな社会的意義に鑑み、せめて裁判費用だけでも私たちが負担することで、原告個人にのしかかる重圧を軽くすることができればと考えています。

引き続き皆様のご支援をお願いいたします。